

令和5年度原子力規制委員会  
第3回臨時会議議事録

令和5年4月11日（火）

原子力規制委員会

令和5年度 原子力規制委員会 第3回臨時会議

令和5年4月11日

13:30～13:45

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

議題：原子力規制委員会と日本原子力発電株式会社経営層による意見交換

#### ○山中委員長

それでは、これより第3回原子力規制委員会として、原子力規制委員会と日本原子力発電株式会社経営層との意見交換を行います。

本日は、日本原子力発電株式会社から、村松社長と劔田副社長に出席いただいております。

令和5年4月5日の第1回原子力規制委員会において、「日本原子力発電株式会社敦賀発電所2号炉の審査資料の誤り等を踏まえた今後の審査の進め方」について、委員間で討議を行いました。その結果、今後の審査を進めるためには設置変更許可申請書として申請内容を適正化する必要があると考えています。そのため、資料にあるとおり、K断層の連続性等に関する申請内容について、原子力規制委員会として令和5年8月31日までに設置変更許可申請の一部変更を求めたいと考えています。

そこで、日本原子力発電株式会社の意思を確認するため、村松社長に来ていただいておりますので、まず御発言をお願いいたします。

#### ○村松取締役社長

日本原子力発電の社長の村松でございます。

本日はお時間を頂戴いたしまして誠にありがとうございます。

敦賀発電所2号機のK断層の連続性に関わる審査資料におけるボーリング柱状図の記載の書換え等の事案に対しましては、当社の審査資料の作成に関わる業務プロセスを見直したにもかかわらず、新たな誤りを確認したことを社長として重く受け止めております。申し訳ございませんでした。原因究明を行い、しっかりと是正措置を講じてまいります。

また、先週4月5日の原子力規制委員会におきまして、敦賀発電所2号炉の今後の審査の進め方に関する御討議を当社として重く受け止め、K断層の連続性等に関する申請内容につきまして、本年8月31日までに設置変更許可申請の一部補正を行わせていただきます。

保安並びに安全品質マネジメントの最高責任者である社長として、自らが直接関与しておりますマネジメントレビューにおきまして、これまでも社員に対する私を含めた品質管理に関する社員教育の徹底、業務プロセスの改善等に取り組んでまいりました。

また、直近では、品質を確保した分かりやすい審査資料の作成という改善の指示を出しているところでございますが、設置変更許可申請の一部補正に当たりましては、再度マネジメントレビューを行い、必要な改善を指示させていただきます。

これに加えまして、社内の審査体制の強化とともに、他の電力会社からのさらなる御支援や新たにプラントメーカーからの協力につきましてもお願いし、審査資料の品質確保や審査を効率的に進めていただくための業務の改善に関わる体制を強化してまいります。

当社は3条破砕帯、4条破砕帯及び地震動や施設レイアウトの変更も含めたプラント側の審査につきましても準備を進めております。今後、準備ができ次第、審査をお願いするとともに、設置変更許可申請の補正など、しっかり対応してまいります。

改めまして、社長としてリーダーシップを発揮し、敦賀発電所2号炉の設置変更許可申

請書の品質確保に取り組んでまいり覚悟でございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

私からは以上でございます。

○山中委員長

日本原子力発電株式会社から設置変更許可申請書の一部補正を8月31日までに行うとの表明がございました。この表明に対して、各委員からコメント等ございますでしょうか。いかがでしょう。

○田中委員

4月5日の日にいろいろと討議したのでございますが、やはり審査資料でなくて許可申請の一部補正という形でしていただくことがいいのではないかということでこれになったと考えてございますし、また、8月31日までというのもあのときに石渡委員の説明がありましたけれども、データがあるのだから十分に説明できるのではないかということでこれに決まったと思いますので、しっかりとして分かりやすい、間違いがない一部補正をしていただけたらと思います。

以上です。

○山中委員長

そのほかいかがでしょう。

○杉山委員

今の田中委員からのコメントの繰り返しになるかもしれませんが、これまで審査資料という形で修正なども含んで最新の情報を一通り見ようとしたときに相当複雑なことになっているかと思ひます。その辺を全部すっきりさせたものを8月31日までにもう一度お出しするというので、そのときはきちっとしたものを御用意願ひます。

○山中委員長

そのほか御意見等ございますでしょうか。

石渡委員。

○石渡委員

地震・津波関係の審査を担当しております石渡です。

今、委員の方からも発言がありましたように、今回は審査資料を改めるということではなくて、そもそもその申請書の一部をきちんと補正していただいて、それを社長のお名前を出していただくと。それを基に改めて審査をさせていただくということになりまして、御社としてその方針を受託いただいたと理解をしております。

こちらとしては、先入観なしに新しい補正が出てきましたらそれを全てチェックさせていただいて新しく審査に臨みたいと考えておりますので、きちっとした資料を出していただくようによろしくお願ひをいたします。

○山中委員長

そのほか御意見等ございますか。

これはこれまでの原子力規制委員会でもお話をさせていただいておりますけれども、審査ができない状態が4年近く続くということは非常に好ましい状態ではないと私自身も判断をしておりますし、委員の皆さんもそのような判断をしていただいで、申請書の一部補正をいただいで審査を続けられるかどうかという判断をしたいというのが原子力規制委員会の意思でございます。これはしっかりと受け止めていただいで、これが最後であるというおつもりで臨んでいただきたいと思ひます。マネジメント体制はもちろんのことでござひますけれども、いわゆる文言等の間違ひということではなくて、本質的な審査ができる資料をきちつと提出をいただいくということが極めて今回の補正では本質的な部分になるかと思ひますので、その点、くれぐれもよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

そのほか追加的に何か御発言、よろしいでしょうか。

石渡委員、何か追加でござひますか。

○石渡委員

一つ申し上げるとすれば、今、御社の敷地の中の破砕帯、断層ですね。これについて審査を行つてきたわけですが、御社の敷地というのが敦賀半島の先端部、東側にありまして、ここは敷地の地盤を作つてゐる岩石が花崗岩なのですよね。花崗岩というのは御影石で、本来は比較的しっかりした地盤のはずなのですが、実はこの花崗岩というのは同じ敦賀半島一帯にずっと分布してありまして、半島の反対側の既にこちらで許可をして稼働してゐる美浜発電所、ここと同じ地質であります。御社の敷地と美浜発電所の敷地は同じ花崗岩の延長の上に立つてあります。それで、そこにあるいろいろなほかの地質についても非常によく似てゐる、うり二つと言つてもいいような状況でござひます。

美浜発電所の敷地内にも当然破砕帯がござひまして、それについても我々はきちつと審査をしました。我々が審査する前に破砕帯の有識者調査団というのが美浜についても調査をしてあります。そこで有識者はどうひい結論を出したかといひますと、そこでは、その敷地内の破砕帯を評価する上で二つやり方があります。上載地層法といひのと鉞物脈法といひ二つのやり方があります。美浜につきましては鉞物脈法で活動性がないといひ結論を有識者が出して、我々もその後の審査でそれを認めたわけですね。

御社の敷地はどうひいやり方で評価をしてゐるかといひますと、これは有識者の調査団も、それから、それ以後の我々が見てゐるこの審査資料でも全部上載地層法なのです。美浜と全く同じ地質であるにもかかわらず、その美浜で許可を出したやり方である鉞物脈法に関するデータが御社の審査資料、非常に膨大な資料を出していただいでありますが、そこには一言も書かれてないといひことが事実としてござひます。

そういうことで、もう我々の審査も10年になるわけでありまして、今まで許可を出してきたところもたくさんござひます。そういう先行サイトのいろいろなそういう審査実績といひものをよくお考へいただいで、間違ひのない、審査に堪える資料を出していただきたいと思ひてあります。よろしくお願ひいたします。

○村松取締役社長

意見、ありがとうございます。

先般の志賀の状況につきましても私も拝見させていただいております。また、美浜の状況につきましても鉾物脈法ということでクリアしたということにつきましても承知しているところでございます。

先ほど電力さん、他電力さんから御支援をいただくということで申し上げました。これまで関西電力さんや中部電力さんに様々な形でレビューア―として参加していただいたり、また、関西電力さんからは社内に元の原子力土木センターの所長を出していただいたりという形で進めさせていただいているところでございますが、関西電力さんにおきます鉾物脈法の経験、また、今般の北陸電力さん。北陸電力さんも志賀2号機の受電会社さんでございますので、破碎帯問題が一定のクリアをしたということを踏まえましてしっかりと教えを請いたいと考えておりますので、またよろしく願いをいたします。

○山中委員長

そのほか、委員の先生方から御意見等ございますか。よろしいですか。

本日、日本原子力発電株式会社の意思が確認できましたので、次回の原子力規制委員会において、日本原子力発電株式会社に対して設置変更許可申請の一部補正を求める文書を決定したいと思っております。事務局（原子力規制庁）は文書の準備を進め、改めて原子力規制委員会に諮っていただくようお願いいたします。

○大島原子力規制部長

はい。了解いたしました。

○山中委員長

それでは、これで本日の意見交換を終了いたします。どうもありがとうございました。